

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
会 長 神 山 和 郎

平成27年度優良団地表彰申請について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成27年度「優良団地表彰」について、別紙1の「優良団地表彰基準」に該当し、表彰申請の希望があるときは、下記の要領により応募くださいますようお願い申し上げます。

なお、表彰式は10月1日に札幌市で開催される第48回全国大会において行う予定です。敬 具

記

1. 応募基準 別紙1の「優良団地表彰基準」を満たしていること。
なお、応募数については1社当たり各部門共それぞれ1団地までとする。
2. 応募方法 FAX 03-3511-0616にてお申込みください。
折返しメールにより、優良団地表彰申請書等をお送りいたしますので、①優良団地表彰申請書、②参考資料（開発許可書の写し、建築確認申請書の写し、確認済証・検査済証の写し、現地写真※、付近見取図、配置図、販売用パンフレット等）を、1冊のクリアブック等に綴じて当協会事務局へ郵送にて1部ご提出ください。
なお、提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。
※現地写真：10枚程度。大きさは「Lサイズ」又は「はがきサイズ」
マンションの場合は全景、戸建の場合は街並みの写真
3. 費用 無 料
4. 応募期間 平成27年8月12日（水）まで（協会必着）
5. 提出及び
問合せ先 一般社団法人 全国住宅産業協会
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3 麹町中田ビル8階
TEL 03-3511-0611 FAX 03-3511-0616 (担当：杉原)

「優良団地表彰」 応募申込書

会 社 名 _____ TEL _____

担 当 部 署 _____ FAX _____

担 当 者 _____ E-mail _____

優良団地表彰基準

1. 住宅関係

(1) 対象

① マンション又は戸建住宅団地とする。

ただし、投資用マンション、リゾート物件、ケア・介護施設等は除く。

② 検査済証の取得から概ね2年以内のもの。

③ 原則として、1団地の規模が次のものであること。

(ア) マンション 60戸以上

(イ) 戸建住宅団地 50戸以上

④ 会員が自ら事業主・建築主として開発・建設し、売主となるもの。

(2) 当該団地の建設について、都市計画法、建築基準法等関係法令に適合し、検査済みのものであること。

(3) 居住環境が良好で、高い居住水準を確保したものと認められるものであること。

なお、居住環境及び居住水準については、別紙2「良好な居住環境の指針」による。

2. 宅地関係

(1) 対象

① 原則として、一団地の面積（開発許可を受けて工事が完了した区域の面積）が12,000㎡以上のものであること。

② 工事完了から概ね2年以内のもの。

③ 同一団地での申請は、1回限りとする。

④ 会員が自ら事業主として開発し、売主となるもの。

(2) 原則として、宅地造成等規制法又は都市計画法により開発許可を受け、竣工検査済みのもの及び土地区画整理法に基づく事業で換地処分を完了したものであること。

(3) 住宅地として環境が整備され、良好と認められるものであること。

なお、住宅地の環境及び宅地水準については、別紙2「良好な居住環境の指針」による。

3. その他

(1) 係争中(係争に発展するおそれのある場合を含む)のものは除く。

(2) 「団地表彰」を受賞した団地の販売などに際して、新聞などの広告並びにパンフレットなどに「優良」の文言を使用することは不動産公正競争規約によりできないこととなっておりますのでご注意ください。

良好な居住環境の指針

<共通>

1. 安全性

地震・大規模火災・がけの崩壊等に対して安全であること

2. 利便性

① 通勤、通学等において公共交通機関の利用が容易であること

② 日常生活に対応する各種の生活関連施設等の利用が容易であること

3. 快適性

① 騒音、振動、悪臭等による住環境の阻害がないこと

② 緑等の自然を確保し、自然環境に関する快適性を享受できること

③ 住戸、住棟の隣棟間隔、空地等を有し、日照、採光、眺望、プライバシー等が立地条件により適切に確保されていること

<住宅関係（マンション、戸建住宅団地）>

1. 住宅性能の指針

① 耐震性能を含む構造強度が適正に確保されていること

② 延焼防止及び避難のしやすさが適正に確保されていること

③ 構造躯体の劣化防止が適正に確保されていること

④ 設備配管等の維持管理・修繕の容易性や増改築・改装、模様替えの容易性が適正に確保されていること

⑤ 暖冷房等のエネルギー使用の合理化が図られるよう断熱性、気密性等が適正に確保されていること

⑥ 内装材等からの汚染物質発生防止、換気等が適正に確保されていること

⑦ 外壁の開口部からの採光等が適正に確保されていること

⑧ 隣接住戸、上階住戸からの音等が日常生活に支障とならないように遮音について適正に確保されていること

⑨ 段差の解消、廊下幅の確保、手すりの設置等日常生活の安全性、介助の容易性が適正に確保されていること

2. マンションにおける居住環境の指針

① 道路から住棟まで歩行者が安全に移動できるよう配慮されていること

② 必要なエレベーターが設置され、玄関まわり等の適正な広さ、自転車置き場、ゴミ収集スペース等が確保されているほか、集会所、駐車場等の確保に努めていること

3. 居住水準の指針

原則として、1戸当たりの平均床面積の規模が次のものであること。

(ア) マンション専有面積（壁芯面積、バルコニーを含まない） 95㎡以上
ただし、都市部においては、75㎡以上とする。

(イ) 戸建住宅建築延床面積 125㎡以上
ただし、都市部においては、100㎡以上とする。

<宅地関係（造成団地）>

1. 住宅地の環境

- ① 全体の面積のうち、公共施設用地を控除した住宅用地面積の割合が相当程度であること
- ② 全体に占める公共施設用地の面積の割合が相当程度であること

2. 宅地規模の指針

原則として、1区画当たりの平均宅地面積（私道負担面積を除く）の規模が170㎡以上のものであること。

ただし、都市部においては、135㎡以上とする。